

R8 学校いじめ防止基本方針

学校教育目標

未来を創造する
～これからの社会をたくましく生きぬく力の育成～

めざす子ども像

- 自立 ～ 主体的に行動する子
- 追究 ～ 粘り強く学び続ける子
- 共生 ～ 多様な他者と共に伸びる子

文部科学省「いじめ防止対策推進法」
「いじめ防止等のための基本的な方針」

島根県「いじめ防止対策基本方針」
松江市「いじめ防止基本方針」

本校のいじめ防止基本方針

いじめは、人として決して許されない行為です。
すべての教職員が「いじめは、どの学校・どの学級にも起こりうるものである」という認識のもと、全校児童・生徒が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように、家庭・地域・関係機関と一体となって、継続していじめの未然防止・早期発見・早期対応に取り組んでいきます。

- (1) いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに全校体制で努める。
- (2) 児童・生徒一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- (3) いじめの早期発見のために様々な手段を講じる。
- (4) いじめの早期解決のために、当該児童・生徒の安全を保障するとともに、学校内だけでなく各関係機関や専門家の協力を得て解決にあたる。
- (5) 学校と家庭及び地域が協力して、いじめ防止及び事後指導・支援にあたる。

地域との連携

- ・保護司・民生委員との連絡会
- ・警察との連絡会
- ・町公民館運営協議会
青少年育成部会
- ・たまゆメンバーズクラブ
- ・学校だより自治会全戸配布
- ・地元企業等での体験活動
- ・学校評価（地域・保護者）

企画会

学校いじめ防止対策委員会

職員会議

校長・教頭・生徒指導主事主任（ブロック生徒指導担当）・教育相談担当・養護教諭・学年主任・学級担任・人権教育主任・特別支援CN・SC・PTA役員・民生児童委員・CS委員

- いじめの未然防止の体制整備及び取組
- いじめの状況把握及び分析と方針・対応決定、検証と評価
- いじめ事象の被害児童生徒・保護者への相談・支援
- いじめ事象の加害児童生徒・保護者への指導・支援
- 行政及び専門的な知識を有する関係者等との連携
- いじめ防止に関する教職員研修の実施
- その他いじめ防止に関すること

家庭との連携

- ・家庭訪問、個人面談、授業公開日
- ・PTA親子協働活動
- ・PTA研修会
- ・PTA地区懇談会
- ・学校だより配布（月1回）
- ・人権標語 等

学校・家庭・地域が協働した「よこの一貫教育」の取組

- ・学校運営協議会
- ・学園教育推進会議
- ・青少年育成協議会
- ・民生委員、児童委員訪問
- ・公民館との連携

集団の中で、一人一人の違いを認め伸ばすことを基盤とし、教職員が心を一つにして教育目標の具現化に努める。

いじめの未然防止のための取組

～人権教育を基底に据えた教育活動～

上記学校テーマの下、児童生徒一人一人が認められ、互いに相手を思いやる雰囲気作りに全教育活動を通して全校体制で取り組む。

- (1) 達成感・成就感を感じ、自尊感情を高めることができる教育活動の創造
 - ・関わり合い主体的に学ぶ、「わかる授業・楽しい授業」づくり
 - ・互いに認め合い、支え合い、助け合う支持的風土のある学年・学級活動
 - ・幼小中一体型の義務教育学校の特性を生かした幼小中の連携
 - ・ふるさとの「ひと・もの・こと」を活用し、自己有用感・自尊感情を高める体験活動
- (2) 命や人権を尊重し豊かな人間性や社会性を育てる教育の推進
 - ・人権教育の充実・・・人権集会、人権標語、人権週間の取組 等
 - ・道徳教育の充実・・・道徳的実践力を育む道徳の時間 等
 - ・体験活動の充実・・・他者・社会等と直接関わる体験活動 等
 - ・インクルーシブ教育の充実及び発達障がい等の理解促進
 - ・インターネット等におけるいじめ防止のための情報モラル・セキュリティ教育の充実
 - ・より具体的な指導の充実
- (3) いじめ防止のための具体的取り組みの計画、実行、検証・修正のための組織作り、学校評価

早期発見のための取組

～実態把握に全力をあげる～

学校・家庭等が連携し、個々の児童生徒の小さな変化（サイン）に対する「気づき」に努める。

- (1) 諸活動での観察等を生かした学年・学級経営の充実
- (2) 相談体制の充実
 - ・教育相談の計画的実施、スクールカウンセラーの計画的活用、学校はいじめ相談窓口 等
- (3) アンケート（いじめ発見）やアンケート QU 等の実施と活用
 - ・アンケート（ネットいじめに関するものを含む）、いじめチェック 25、アンケート QU 分析・活用等による潜在的ないじめの発見
- (4) 教職員の資質向上のための研修会と定期的な生徒指導職員会の実施
 - ・子どもを語る会、事例研究会、アンケートQU研修会、人権教育研修 等
- (5) 保護者との情報の共有と双方向性のある連携
 - ・定期的な面談、家庭訪問等の実施、ネットトラブル防止研修会等の啓発活動 等

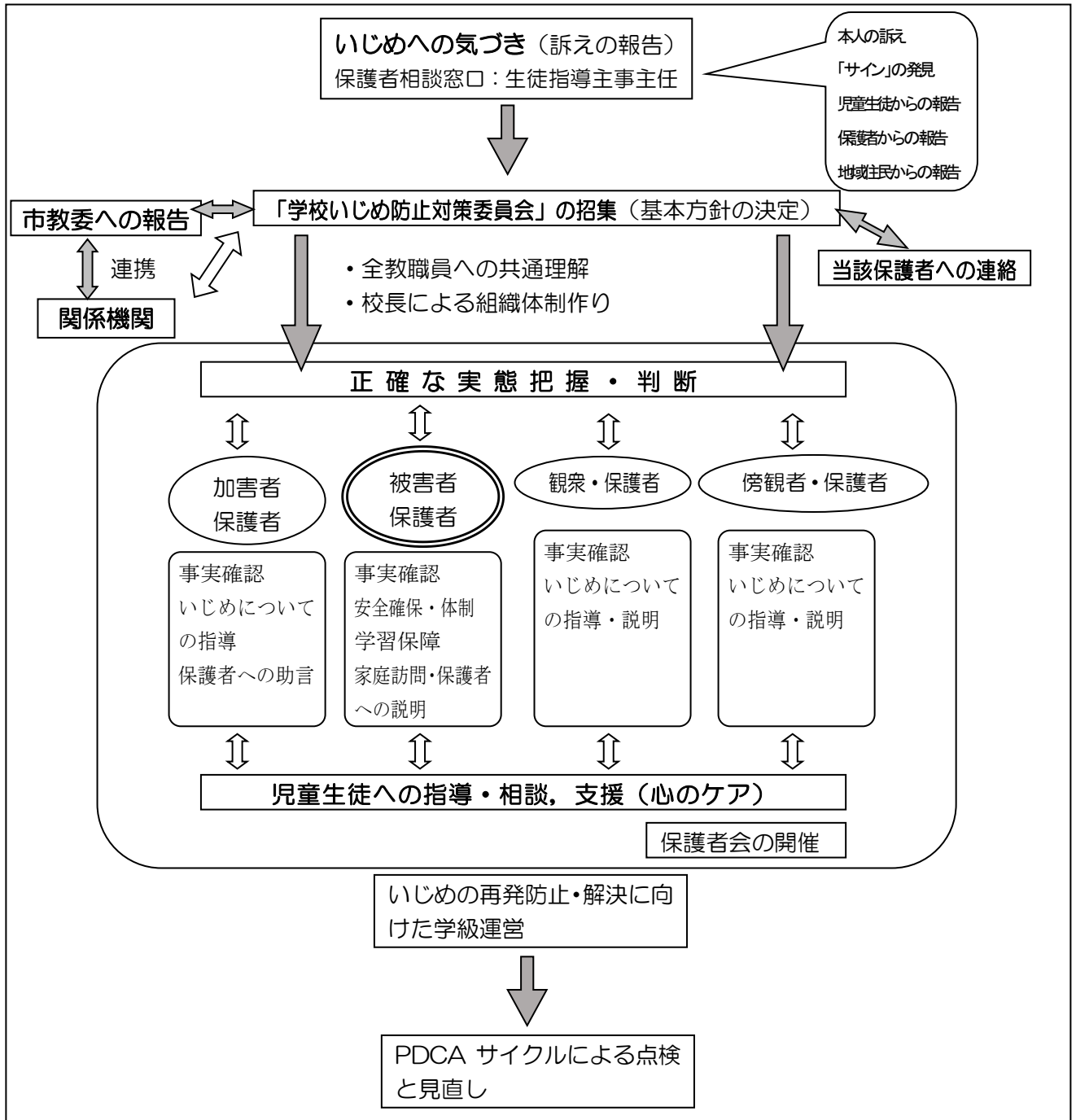
いじめ事案の初期対応について

～早期解決に向けて～

最悪を考え・慎重に・素早く（スピード）・誠意をもって・組織で対応する。：「さしすせそ」の重視

- (1) 迅速で組織的な対応 発見・訴えを確認した場合、特定の教職員で抱え込まない。
- (2) いじめの抑止 行為を発見した場合、その場でその行為を止めさせる。
- (3) 学校いじめ防止対策委員会への報告
- (4) 当該児童生徒についての対応
 - いじめられた児童生徒へ…事実確認（客観的事実）、安全の確保・体制づくり、保護者への事実・今後の方針の伝達、支援
 - いじめた児童生徒へ…事実確認（客観的事実）、いじめについての指導、継続的な支援保護者への事実・今後の方針の伝達、支援
 - 周りの児童生徒へ…事実確認（客観的事実）・直接かかわってなくても、いじめを助長する立場にいたことを理解させる。いじめを止められなくても、誰かに知らせる勇気をもつよう伝える。
- (5) インターネットに係る事案について
 - ・不適切な書き込み等の削除、情報拡散の状況確認→メディア教育担当

初期対応（基本的な対応図）

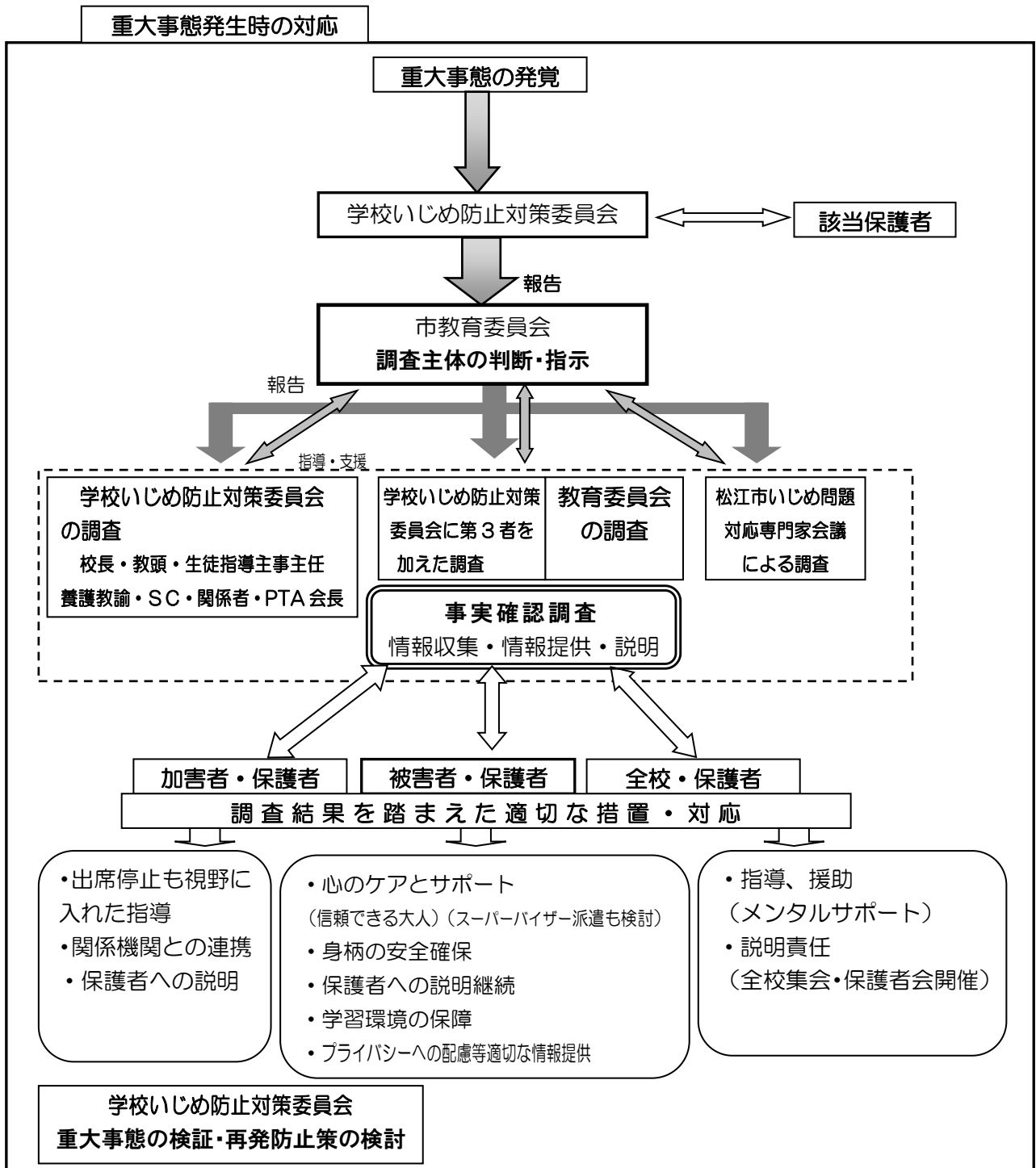


重大事態について

次に示す場合を、いじめが行われた際の「重大事態」と受け止め、以下適切に対応する。

- いじめにより在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - ・児童生徒が自死を企図した場合
 - ・身体に重大な傷害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合
- いじめにより在籍する児童生徒が「相当の期間」学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。（「相当の期間」とは年間30日を目安とする。ただし、子どもが一定期間、連続して欠席している場合には、この目安にかかわらず、学校の判断により迅速に調査に着手する。）
- 児童生徒や保護者からいじめにより重大事態に至ったという申立てがあったとき。

重大事態発生時には直ちに市教育委員会に報告の上、教育委員会による調査主体決定後調査対応に当たる。いじめの事実関係、全容解明、事態の解決を目的とし、校内での再発防止策を図る。調査については、市教育委員会の判断により校内の学校いじめ防止対策委員会、または、市教育委員会の指示による外部組織等によって実施する。調査の方法については、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に沿って対応する。



いじめに対する措置について

「いじめが解消している」状態とは、少なくとも次に示す2つの要件が満たされていること

- 被害者に対する心理的・物理的な影響をあたえる行為が少なくとも3ヶ月以上継続して止んでいる。
- 被害を受けた児童生徒がいじめの行為による心身の苦痛を感じていないと確認し認められる。

この状態であっても、学校の教職員は再発防止に努め、注意深く観察を続ける。

この「学校いじめ防止対策基本方針」については、年度ごとの学校評価・外部評価等をもとに評価・検討・改善を図るものとする。

令和8年度 義務教育学校玉湯学園 学校いじめ防止基本方針に関わる年間計画

	主な校内行事	校内における取組	○小中一貫教育の取組 ◇家庭・地域との連携
4月	<ul style="list-style-type: none"> ・始業式 ・入学式 ・全国学力調査（6年・9年） 	<ul style="list-style-type: none"> ・あいさつ運動 ・児童生徒理解職員会 	
5月	<ul style="list-style-type: none"> ・前期ブロック集会 ・新体力テスト ・まがたまタイム ・児童生徒総会 ・中間テスト（後期課程） ・運動会（前期課程） ・6年生修学旅行 	<ul style="list-style-type: none"> ・あいさつ運動 ・アンケート Q - U1 回目実施 ・教育相談アンケート実施 ・教育相談 	<ul style="list-style-type: none"> ◇授業公開日 ◇PTA 総会
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・松江ブロック大会（後期課程） ・中期ブロック集会 ・期末テスト（後期課程） 	<ul style="list-style-type: none"> ・あいさつ運動 	<ul style="list-style-type: none"> ○保幼小連絡会 ◇授業公開日 ○町内保育園管理職会
7月	<ul style="list-style-type: none"> ・終業式 ・県総体（後期課程） ・5年生宿泊研修 	<ul style="list-style-type: none"> ・あいさつ運動 ・メディア学習授業 ・アンケート Q - U 分析 ・学級経営・いじめの未然防止の取組の振り返り 	<ul style="list-style-type: none"> ◇保護者面談
8月	<ul style="list-style-type: none"> ・始業式 	<ul style="list-style-type: none"> ・あいさつ運動 ・「学校いじめ防止基本方針」の見直し 	<ul style="list-style-type: none"> ◇PTA 環境整備作業 ○幼稚園保育園早期訪問
9月	<ul style="list-style-type: none"> ・8年生修学旅行 	<ul style="list-style-type: none"> ・あいさつ運動 	
10月	<ul style="list-style-type: none"> ・体育祭（後期課程） ・市連合音楽会 ・たまゆ文化祭・学習発表会 ・中間テスト（後期課程） 	<ul style="list-style-type: none"> ・あいさつ運動 ・アンケート Q - U2 回目実施 ・教育相談アンケート実施 	
11月	<ul style="list-style-type: none"> ・まがたまタイム ・中期ブロック集会 ・期末テスト（後期課程） 	<ul style="list-style-type: none"> ・教育相談 ・あいさつ運動 	
12月	<ul style="list-style-type: none"> ・県学力調査 ・終業式 	<ul style="list-style-type: none"> ・あいさつ運動 ・人権標語作成 ・いじめ問題への学校の取組振り返り ・学級経営・いじめの未然防止の取組の振り返り 	<ul style="list-style-type: none"> ◇授業公開日（人権同和教育） ◇PTA 研修会 ◇個人面談・三者面談
1月	<ul style="list-style-type: none"> ・始業式 	<ul style="list-style-type: none"> ・あいさつ運動 ・教育相談アンケート実施 	<ul style="list-style-type: none"> ◇学校評価
2月	<ul style="list-style-type: none"> ・新入生一日入学 ・期末テスト（後期課程） 	<ul style="list-style-type: none"> ・教育相談 ・あいさつ運動 	<ul style="list-style-type: none"> ◇授業公開日 ○保幼小連絡会
3月	<ul style="list-style-type: none"> ・公立入試 ・卒業式 ・前期ブロック集会ファイナル（4年生） ・中期ブロック集会ファイナル（7年生） ・まがたまタイム ・修了式・離任式 	<ul style="list-style-type: none"> ・あいさつ運動 ・新入生登校練習 ・学級経営・いじめの未然防止の取組の振り返り 	<ul style="list-style-type: none"> ◇学校関係者評価

